

## 東村山市競争入札参加有資格者指名停止等措置基準

平成14年1月16日 制定

平成18年6月20日 改正

平成23年10月1日 改正

### 第1 目的

この基準は、東村山市契約事務規則（昭和42年東村山市規則第6号。以下「規則」という。）第4条及び第27条の規定により競争入札の参加の資格を有する者（以下「有資格者」という。）に対する指名停止等の措置に関し必要な事項を定めることにより、契約の厳正な執行を確保することを目的とする。

### 第2 指名停止の手続等

- 1 市長は、東村山市指名業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の審議を経て、指名停止の措置を行うものとする。
- 2 指名停止の措置が行われたときは、契約担当者等（規則第2条第3号に定める者をいう。以下同じ。）は、停止期間が満了するまで、当該指名停止に係る有資格者を指名してはならない。
- 3 指名停止の措置を受けた者が現に指名を受けているときは、当該指名を取り消すものとする。

### 第3 指名停止の措置基準

- 1 指名停止の措置基準は、別表に定めるとおりとする。
- 2 市長は、有資格者が別表中1又は2の要件に該当する場合で、次のいずれかに該当するときは、当該有資格者の指名停止事由の発生部門のみの指名停止を行い、他の部門の指名停止を行わないことができる。
  - (1) 土木部、建築部等のように社内的に責任体制が明確にされており、か

つ、その責任者として役員を充てている場合

(2) 部門別格付、社内責任体制のあり方等を総合的に勘案して、前号に準ずると認められる場合

3 既に指名停止期間中の有資格者が、別表に定める措置要件に該当することになった場合は、その時点から重複して、当該措置要件に定める期間について指名停止を行うものとする。

4 市長は、有資格者が措置要件に該当しない場合であっても、必要があるときは、書面又は口頭により注意の喚起を行うことができる。

#### 第4 指名停止期間の特例

1 市長は、有資格者が一つの事案により、別表に定める措置要件の複数に該当した場合は、最も長い期間となる措置要件を適用し、指名停止期間を定めるものとする。

2 市長は、有資格者が次の各号の一に該当する場合は、別表に定める期間の2倍の範囲内で指名停止の措置を行うことができる。

(1) 有資格者が、別表中1の措置要件に係る指名停止期間中又は指名停止期間満了後3年を経過するまでの間に、再び、同表中1の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 有資格者が、別表中4の(1)から(3)までのいずれかの措置要件に係る指名停止期間中又は指名停止期間満了後3年を経過するまでの間に、再び、同表中4の(1)から(3)までのいずれかに該当することとなったとき。

(3) 別表中4の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合で、当該違反行為において有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認められるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」という。)が主導的役割を果たしたとき又は当該違反行為が極めて広域的に行われたとき。

(4) その他、特に必要と認められるとき。

3 市長は、有資格者について情状酌量すべき特別な事由があると認められるときは、別表に定める指名停止期間を2分の1まで短縮して当該指名停止期間を定めることができる。

4 市長は、極めて悪質な事由又はしん酌すべき特別の事由等がある場合には、別表に定める期間の範囲にかかわらず、当該指名停止期間を定めることができる。

#### 第5 指名停止期間の変更

市長は、指名停止期間中の有資格者について、必要があると認めるときは、別表に定める期間の範囲内で、指名停止期間を短縮又は延長することができる。

#### 第6 指名停止の解除

1 市長は、指名停止期間中の有資格者が、指名停止期間の満了する前に指名停止の措置要件に該当することになった事実又は行為について、不起訴又は起訴猶予等により責めを負わないことが明らかとなったときは、直ちに当該有資格者に係る指名停止の解除を行うものとする。

2 前項の規定は、別表に定める措置要件の期間で不確定期限のものが当該措置要件に該当しなくなった場合に準用する。

#### 第7 下請負人及び共同企業体に関する指名停止

1 市長は、別表中2、3、4の(4)又は8の措置要件のいずれかに該当することにより指名停止を行う場合において、有資格者である下請負人に対しても責を負うべき事由があるときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で事情に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

2 市長は、共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格者である構成員(明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。)について、指名停止を行うものとする。

#### 第8 指名停止等の通知

市長は、第2第1項の規定により指名停止を行い、第5の規定により停止の期間を変更し、又は第6の規定により停止を解除したときは、当該有資格者に対し遅滞なく通知するものとする。

#### 第9 随意契約の相手方の制限

契約担当者等は、指名停止期間中の有資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ選定委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

#### 第10 下請負等の禁止

契約担当者等は、指名停止期間中の有資格者が市の発注する工事等を下請負し、又は受託することを承認してはならない。

#### 第11 指名停止の特例

契約担当者等は、指名停止期間中の有資格者であっても、契約の種類、履行場所等から特に必要と認められる契約については、あらかじめ選定委員会の承認を受けることにより指名を行うことができる。

#### 第12 適用

この基準は、平成14年1月16日から適用する。

附 則（平成18年6月20日改正）

改正後の基準は、平成18年6月20日から適用する。

附 則（平成23年10月1日改正）

改正後の基準は、平成23年10月1日から適用する。

## 別表

措置要件	起算日及び期間
<p>1 贈 賄</p> <p>(1) 次のア、イ又はウに掲げる者が、東村山市職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 有資格者の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者でアに掲げる者以外のもの(以下「一般役員等」という。)</p> <p>ウ 有資格者の使用人でイに掲げる者以外のもの(以下「使用人」という。)</p> <p>(2) 次のア、イ又はウに掲げる者が、東村山市を除く東京都の区域内における公共機関(刑法(明治40年法律第45号)その他の法律により、贈収賄に関する規定の対象となる機関をいう。以下同じ。)の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p> <p>(3) 次のア、イ又はウに掲げる者が、東京都を除く関東地方の区域内における公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p> <p>(4) 次のア、イ又はウに掲げる者が、関東地方の区域外における公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>逮捕又は起訴を知った日から</p> <p>1年以上2年以内</p> <p>9ヶ月以上2年以内</p> <p>6ヶ月以上18ヶ月以内</p> <p>逮捕又は起訴を知った日から</p> <p>6ヶ月以上18ヶ月以内</p> <p>4ヶ月以上1年以内</p> <p>3ヶ月以上9ヶ月以内</p> <p>逮捕又は起訴を知った日から</p> <p>4ヶ月以上1年以内</p> <p>3ヶ月以上9ヶ月以内</p> <p>1ヶ月以上5ヶ月以内</p> <p>逮捕又は起訴を知った日から</p> <p>3ヶ月以上9ヶ月以内</p> <p>1ヶ月以上5ヶ月以内</p> <p>1ヶ月以上2ヶ月以内</p>

2 契約(物品の買入れに関するものを除く。)履行上の事故(安全管理上の措置が不適切な場合)	
(1) 東村山市発注の契約履行上の事故の場合	当該認定を行った日から
ア 事故を発生させ、公衆に死者を出し、又は広範囲にわたる公衆が被害を受け、社会的及び経済的に損失が大きい場合	2ヶ月以上6ヶ月以内
イ 事故を発生させ、公衆に傷害を与え、又は事故周辺の公衆が被害を受けた場合	1ヶ月以上3ヶ月以内
ウ 事故を発生させ、従業員に死者又は多数の負傷者を出した場合	1ヶ月以上3ヶ月以内
(2) 東村山市発注の契約を除く関東地方における事故の場合	当該認定を行った日から
ア 事故を発生させ、公衆に死者を出し、又は広範囲にわたる公衆が被害を受け、社会的及び経済的に損失が大きい場合	1ヶ月以上5ヶ月以内
イ 事故を発生させ、公衆に損害を与え、又は事故周辺の公衆が被害を受けた場合	1ヶ月以上2ヶ月以内
ウ 事故を発生させ、従業員に死者又は多数の負傷者を出した場合	1ヶ月以上2ヶ月以内
(3) 関東地方の区域外で事故を発生させ、公衆に死者を出すなど、社会的及び経済的に損失が著しく大きい場合	当該認定を行った日から 1ヶ月以上5ヶ月以内
3 契約履行成績不良等	
東村山市発注の契約において、その履行に際し著しく適正を欠く行為があったと認められる場合又は契約履行成績が著しく不良であると認められる場合	当該認定を行った日から 1ヶ月以上6ヶ月以内
4 違法行為等による社会的信用失墜行為	
(1) 有資格者である個人、有資格者である法人の役員又は使用人が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合	逮捕又は起訴を知った日から
ア 東村山市発注の契約に関するもの	3ヶ月以上1年以内
イ 東村山市発注の契約を除く関東地方のもの	2ヶ月以上1年以内
ウ 関東地方の区域以外のもの	1ヶ月以上6ヶ月以内

<p>(2) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に違反し、契約の相手方として不相当であると認められる場合</p>	<p>当該認定を行った日から</p>
<p>ア 東村山市発注の契約に関するもの</p>	<p>3ヶ月以上9ヶ月以内</p>
<p>イ 東村山市発注の契約を除く関東地方のもの</p>	<p>2ヶ月以上9ヶ月以内</p>
<p>ウ 関東地方の区域以外のもの</p>	<p>1ヶ月以上3ヶ月以内</p>
<p>(3) 有資格者である個人、有資格者である法人の役員又は使用人が競売入札妨害その他の契約に関わる法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合</p>	<p>逮捕又は起訴を知った日から</p>
<p>ア 東村山市発注の契約に関するもの</p>	<p>3ヶ月以上1年以内</p>
<p>イ 東村山市発注の契約を除く関東地方のもの</p>	<p>2ヶ月以上1年以内</p>
<p>ウ 関東地方の区域以外のもの</p>	<p>1ヶ月以上6ヶ月以内</p>
<p>(4) その他、違法行為等を行うことにより、社会的な信用を著しく失墜したと認められる場合</p>	<p>当該認定を行った日から</p>
<p>1ヶ月以上9ヶ月以内</p>	<p>1ヶ月以上9ヶ月以内</p>
<p>5 虚偽記載 東村山市発注の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札において、当該入札に係る競争入札参加資格確認申請書、競争入札参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載(電子入札での虚偽の入力を含む。)をし、契約の相手方として不相当であると認められる場合</p>	<p>当該認定を行った日から</p>
<p>1ヶ月以上6ヶ月以内</p>	<p>1ヶ月以上6ヶ月以内</p>
<p>6 入札参加資格申請における虚偽申請 東村山市の競争入札参加資格申請において、申請に虚偽の入力又は添付書類に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められる場合</p>	<p>当該認定を行った日から</p>
<p>1ヶ月以上9ヶ月以内</p>	<p>1ヶ月以上9ヶ月以内</p>
<p>7 不誠実な行為 落札後、正当な理由なく契約を締結しない場合</p>	<p>当該認定を行った日から</p>
<p>1ヶ月以上9ヶ月以内</p>	<p>1ヶ月以上9ヶ月以内</p>
<p>8 その他不正な行為 4に掲げる場合のほか、これらに準ずる不正な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められる場合</p>	<p>当該認定を行った日から</p>
<p>1ヶ月以上6ヶ月以内</p>	<p>1ヶ月以上6ヶ月以内</p>